

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルべール品売却等事業
(通称：尼崎市ボトル to ボトル事業) に関する協定書 (案)

尼崎市（以下「甲」という。）、_____（以下「乙」という。）及び_____（以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「関係三者」という。）は、尼崎市ボトル to ボトル事業を連携して実施し、もって持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減の実現に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 本事業は、関係三者が使用済みペットボトルを新たにペットボトルとして再資源化し、ペットボトルの再資源化についての啓発事業を通して持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減の実現に向けて協力することを目的とする。

（本事業の内容と役割分担）

第2条 関係三者は、本事業の内容と各当事者の役割について、本協定書のとおり合意する。

なお、詳細な内容やスケジュールについては、関係三者の協議と合意によって決定する。

- 2 甲は、尼崎市内から回収されたびん・缶・ペットボトルからペットボトルを選別し、圧縮及び梱包を行い丙に売却を行う。
- 3 乙は、丙が再資源化した原料を用いたペットボトル飲料を販売すると共に持続可能な循環型社会の形成と環境負荷低減に向けて啓発事業を行う。
- 4 丙は、甲から売却されたペットボトルから新たなペットボトルを製造するための原材料を製造し、ペットボトル製造事業者に売却を行う。
- 5 乙及び丙は、丙によるべール品の受入れが不能となった場合に備え、代替リサイクラーを確保し、代替先への引渡しについても、引渡条件、単価等を含め、従前と同等の条件により引き続き対応すること。

（本事業の開始日と契約期間）

第3条 本協定書に基づく事業の開始日は、令和9年4月1日からとし、契約期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、毎年度契約期間満了までに関係三者で協議のうえ、契約期間を1年間延長できるものとし、最長で令和12年度末まで延長することができるものとする。

（その他）

第4条 本協定書の約定内容に関して疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、関係三者が誠実に協議のうえで、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、関係三者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市長 松本 眞

乙

丙